

青森県国土強靱化地域計画策定本部設置要綱

(設 置)

第1条 本県の国土強靱化地域計画を策定するため、青森県国土強靱化地域計画策定本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 青森県国土強靱化地域計画策定に関する情報の収集に関すること。
- (2) 青森県国土強靱化地域計画に記載する事項に関すること。
- (3) その他青森県国土強靱化地域計画策定に必要な重要事項に関すること。

(組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は第1順位の副知事をもって充てる。
- 3 本部員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて本部員以外の職員に会議への出席を求めることができる。

(作業部会)

第5条 本部の円滑な運営を図るため、本部に作業部会を置く。

- 2 作業部会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

(庶 務)

第6条 本部の庶務は、危機管理局防災危機管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

別表

| |
|---------------|
| 副知事（第2順位の副知事） |
| 病院事業管理者 |
| 教育長 |
| 警察本部長 |
| 総務部長 |
| 企画政策部長 |
| 環境生活部長 |
| 健康福祉部長 |
| 商工労働部長 |
| 農林水産部長 |
| 県土整備部長 |
| 危機管理局長 |
| 観光国際戦略局長 |
| エネルギー総合対策局長 |
| 出納局長 |
| 東青地域県民局長 |
| 中南地域県民局長 |
| 三八地域県民局長 |
| 西北地域県民局長 |
| 上北地域県民局長 |
| 下北地域県民局長 |